第5章 方法書についての意見と 事業者の見解

第5章 方法書についての意見と事業者の見解

5.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

5.1.1 方法書の公告

方法書の公告日、公告の方法は、以下に示すとおりである。

公告日: 平成 28 年 10 月 25 日

公告の方法:

橋本市の掲示板への掲示 印刷物の配布 (8,900部) ウェブサイトへの掲載

5.1.2 方法書の縦覧

方法書の縦覧は、以下に示すとおりである。

縦覧場所:

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課 橋本市経済推進部企業誘致室 五條市産業環境部生活環境課 (橋本市ホームページ)

縦覧期間:平成28年10月25日から平成28年11月24日まで

縦覧者数:2名

ウェブサイトへのアクセス数 275件

5.1.3 住民説明会

住民説明会は、以下に示すとおりである。

開催日:

(第1回) 平成28年11月10日(木)19:30~21:00

(第2回) 平成28年11月13日(日)10:00~12:00

会場:隅田地区公民館すみだホール (橋本市隅田町中島 22 番地)

来場者数:29名

5.1.4 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

方法書についての住民等の意見は、3 通であった。

方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

番号	要旨	意見の概要	事業者見解
1-1	開発に伴う周辺の	開発工事に伴う、川、溝の土砂につ	工事に際しては仮設沈砂池
	川・溝への土砂の流	いて排水路を充分に考え、具体的な方	及び調整池を設置して、土砂
	出・堆積についての	法を作成しておいて下さい。	を沈降した後に下流河川に放
	意見		流する計画です。準備書には
			これらの構造、設計諸元を記
			載します。
1-2	緑地带(現況自然	開発工事終了後、開発地域との接続	準備書では、現況自然地・
	地・法面)の管理方	する区域外との緑地帯の管理方法を	法面の管理方法を記載しま
	法についての意見	充分に検討しておいて、具体的な方法	す。
		を確立しておいて下さい。	
2-1	橋本市都市計画マス	地場産業と地元住民の生活基盤を	対象事業実施区域周辺への
	タープラン、隅田地	安定させながら、目標と計画を具体化	影響をできるだけ低減するた
	区のまちづくり方針	するのがまちづくりの基本である。方	めの環境保全措置を検討しま
	についての意見	法書は隅田住民の生活圏を無視した、	す。また、地域の活性化・定
		開発ありきの発想である。再度検討し	住の促進に貢献できる事業計
		て加筆されたい。	画になるよう検討します。
2-2	水質汚濁対策、調査、	彩の台の開発では、開発後 20 年近	既存井戸の水質調査では
	記録保全についての	く過ぎても「あか水」が谷から湧き出	「鉄及びその化合物」の分析
	意見	し、農業用水路、岩倉池に流入して堆	を行います。また、湧水の状
		積している。	況の調査では「かなけ水」湧
		①水質、土砂等は 1m 単位で採取して、	出の有無等を把握します。地
		公的機関で検査し開示すること。	下水の水質の予測では、「か
		②水質、土砂等の試料は、10年間は保	なけ水」に係る知見を収集し、
		管管理すること。	本事業による影響の有無等に
		③これらを加筆し文書化すること。	ついて予測評価します。
3-1	落合川の土砂堆積と	落合川では、和歌山県側に農業用水	工事に際しては仮設沈砂池
	水路改修についての	路としての水路が敷設されている。毎	及び調整池を設置して、土砂
	意見	年4月には水利組合で水路に溜まった	を沈降した後に下流河川に放
		土砂を取り除いている。夏季には集中	流する計画です。準備書には
		豪雨により、水路に土砂が溜まるた	これらの構造、設計諸元を記
		め、除去しなければ流水しない状況と	載します。
		なっている。	河川改修の要望に関して
		対象事業の実施により、流入する土	は、環境影響評価の手続きと
		砂が増え、土砂の除去作業回数が増加	は異なりますが、河川管理者
		する。	等の関係機関に申し伝えま
		芋生水利組合員一同、土砂除去作業	す。
		の必要がなくなるよう、水路の改修を	
		要望する。	

5.2 方法書についての関係市長の意見及び事業者の見解

方法書についての関係市長の意見及び事業者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 方法書についての関係市長の意見及び事業者の見解

関係市長意見	事業者の見解
橋本市長	_
特に意見はありません。	
五條市長	調査、予測及び評価を適切に実施し、必要に
環境影響評価方法書に記載されている調査、	応じて環境保全対策、事後調査を計画すること
予測及び評価の手法を適切に実施し、環境への	により、周辺環境への負荷を軽減した事業を実
負荷をできる限り軽減すること。	施いたします。

5.3 方法書についての和歌山県知事の意見及び事業者の見解

方法書についての和歌山県知事の意見及び事業者の見解は、表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1(1) 方法書についての和歌山県知事の意見及び事業者の見解(1/4)

知事意見

事業者の見解

1 総括事項

(1)事業計画、工事計画等をより具体化し、 その計画に即した環境影響評価の結果を準備書 に記載すること。特に本事業については、事業 実施区域が広大であり、工事期間が長期間にわ たることから、年度ごとの具体的な施工区域及 び施工内容を明確にした上で、適切な調査、予 測、評価を行うこと。 事業特性では、事業計画、工事計画等をより 具体化し、その計画に即した調査・予測評価を 行います。対象事業実施区域が広く、また、工 事期間が長いことから、年度ごとの具体的な施 工区域及び施工内容を明確にし、適切な調査、 予測、評価を行います。

(2) 事業計画、工事計画等の検討に当たっては、最新の環境保全技術を考慮し、事業特性や地域の状況に即した最善の技術を導入するなど、一層の環境負荷の低減について検討すること。

事業計画、工事計画等の検討に当たっては、 最新の環境保全技術を考慮し、最善の技術を導 入します。

(3)調査、予測、評価を行うに当たっては、 既存の文献、類似事例等を参考にしたうえで、 環境影響について可能な限り定量的な把握に努 めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不 確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。 調査、予測・評価に当たっては、既存の文献、 類似事例等を参考にし、環境影響について可能 な限り定量的な把握に努めます。また、知見が 不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、 事後調査を計画します。

(4)環境保全措置を計画する場合は、措置の 内容を具体的に記載するとともに、その検討し た経緯及び選択した環境保全措置の不確実性に ついても明らかにし、事後調査を計画すること。 なお、環境保全措置については、まず、環境へ の影響を可能な限り回避、低減するための措置 について検討することとし、どうしても回避・ 低減が困難な場合は、事業の実施により損なわ れる環境の価値を代償するための措置を検討す ること。

環境保全措置を計画する場合は、措置の内容を具体的に記載するとともに、その検討した経緯及び選択した環境保全措置の不確実性についても明らかにし、事後調査を計画します。

(5)環境影響評価を行う過程において、新たに変更要因が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

環境保全措置については、まず、環境への影響を可能な限り回避、低減するための措置について検討することとし、どうしても回避・低減が困難な場合は、事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討します。

環境影響評価を行う過程において、新たに変 更要因が生じた場合は、必要に応じて選定した 項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調 査、予測及び評価を行うなど適切に対応します。

表 5.3-1(2) 方法書についての和歌山県知事の意見及び事業者の見解(2/4) 知事意見 事業者の見解 2 各論事項 積極的に低公害型の建設機械を使用し、建設 (1) 大気環境 機械の配置にも配慮するなど、可能な限り環境 ア 事業実施区域周辺には、住宅地が存在して 負荷の低減を図ります。 いることから、工事計画の検討に当たっては、 積極的に低公害型の建設機械を使用するととも に、建設機械の配置にも配慮するなど、可能な 限り環境負荷の低減を図ること。 イ 粉じんの予測評価について、工事中のみと 粉じんの予測評価については、工事中及び供 しているが、供用後も事業実施区域内には裸地 用時について環境影響評価の項目として選定 が存在し、粉じんの発生が予測されることから、 し、必要な環境保全措置を実施します。 供用後の粉じんについても環境影響評価の項目 として選定し、必要な環境保全措置を実施する こと。 ウ 工事用車両走行ルートとしている既存道路 工事用車両の運行計画の検討に当たっては、 周辺には、住宅地が存在していることから、工 周辺環境への影響に十分配慮するとともに、適 事用車両の運行計画の検討に当たっては、周辺 切な地点で大気質、騒音及び振動の環境影響評 環境への影響に十分配慮するとともに、適切な 価を実施します。 地点で大気質、騒音及び振動の環境影響評価を 実施すること。 工事中及び供用後の水象についても環境影響 (2) 水環境 ア 雨水排水は調整池を設置し河川に放流する 評価の項目として選定し、水循環の変化に配慮 計画としているが、本事業は規模が大きく地下 した事業計画を策定します。 水や河川など水環境へ影響を与える可能性があ ることから、工事中及び供用後の水象について も環境影響評価の項目として選定し、水循環の 変化に配慮した事業計画を策定すること。 イ 工事に伴う濁水の影響の予測、評価に当た 現地の土砂による沈降試験を実施して濁水の っては、現地の土砂の沈降特性を十分把握して 予測評価を行います。仮設沈砂池の設置に当た 行うこと。なお、仮設沈砂池の設置に当たって っては、沈降特性を踏まえ必要な容量を確保し、 は、沈降特性を踏まえ必要な容量を確保し、濁 濁水の流出防止を図ります。また、工事中の監 水の流出防止を図るとともに、工事中の監視体 視体制についても記載します。 制についても明確にすること。 (3) 地形及び地質 事業実施区域内の断層、リニアメントの状況 事業実施区域内の断層、リニアメントの状況 について文献や現地踏査により十分把握し、事

について文献や現地踏査により十分把握し、事 | 業計画や、工事計画に適切に反映します。

業計画や、工事計画に適切に反映すること。

表 5.3-1(3) 方法書についての和歌山県知事の意見及び事業者の見解(3/4)

知事意見

(4)動物、植物、生態系

ア 事業実施区域は広大で自然豊な里山であ り、多様な生物が相当存在すると考えられるこ とから、調査を綿密に行い、的確な予測及び評 価を行うこと。特に、ヒメタイコウチ、クロマ ドボタル及びカワネジガイ等の希少動物が存在 する可能性があることに留意すること。

イ 事業実施区域内において営巣が発見された ハチクマについては、「猛禽類保護の進め方(改 訂版)」(平成24年12月、環境省)に準じ、 専門家等の意見を聞いた上で調査や保護方法の 検討を行うこと。また、他の重要な猛禽類の営 巣や繁殖が確認された場合においても、適切な 環境保全措置を検討すること。

ウ 動物、植物、生態系の調査範囲を事業実施 区域及びその周辺 200m としているが、水生生物 等の生息状況を十分把握できるよう必要に応じ 調査範囲を拡大すること。

エ ため池については、プランクトン調査を実 施し、ため池や流入する水の状況を把握するこ と。

オ 調査実施に際しては、貴重な標本について は適切に保管するとともに、そうでないものに ついても後日検証できるよう写真撮影を実施し 保存すること。また、調査結果、調査標本につ いては、計画地域の自然環境を評価する上で重 要な資料となるので、和歌山県自然博物館に寄 贈する等、保存に努められたい。なお、調査者 の資格等について準備書において明らかにする

(5)景観

ア 事業実施区域は、住宅地に隣接した丘陵地 であり、改変に伴う景観への影響が大きいと考 えられることから、緩衝緑地の整備や、在来種 を採用した敷地内緑化、法面緑化により周辺環 境との調和に努めるとともに、主要眺望点から の景観だけでなく、事業実施区域周辺の住宅等 から見た場合の眺望の変化の程度についても、 調査、予測及び評価を行うこと。

イ 調査地点として、橋本市民病院を加え、予 測、評価を行うこと。

事業者の見解

対象事業実施区域及びその周辺の里山環境に 着目し、調査及び予測・評価を実施します。特 に、ヒメタイコウチ、クロマドボタル及びカワ ネジガイ等の希少動物が存在する可能性がある ことに留意します。

事業実施区域内において営巣が発見されたハ チクマについては、「猛禽類保護の進め方(改 訂版)」(平成 24 年 12 月、環境省)に準じ、 専門家等の意見を聞いた上で調査や保護方法の 検討を行います。また、他の重要な猛禽類の営 巣や繁殖が確認された場合においても、適切な 環境保全措置を検討します。

動物、植物、生態系の調査範囲を事業実施区 域及びその周辺 200m を基本としていますが、猛 禽類調査、水生生物調査等では、行動範囲や流 域の状況を勘案して調査範囲・調査地点を設定 します。

主要なため池2箇所において、プランクトン 調査を実施します。

確認種の写真撮影を行います。また、作成し た標本については、和歌山県自然博物館に寄贈 する等の保存に努めます。

また、調査者の資格や経験年数等について準 備書に記載します。

緩衝緑地の整備や、在来種を採用した敷地内 緑化、法面緑化により周辺環境との調和に努め

対象事業実施区域の東側法面が眺望できる住 宅地である隅田町平野を調査、予測・評価地点 として追加します。

調査地点及び予測・評価地点として、橋本市 民病院を追加します。

表 5.3-1(4) 方法書についての和歌山県知事の意見及び事業者の見解(4/4)

2 -	
知事意見	事業者の見解
(6)人と自然の触れ合いの活動の場	ハイキングコース「大和街道ウォーク 万葉
事業実施区域に隣接して落合磨崖仏や落合川	の里ハイキングコース」には、落合磨崖仏、飛
下流に飛び越え石等が存在することから、人と	び越え石等が存在するため、調査、予測・評価
自然の触れ合いの活動の場の実態を明らかに	を適切に行います。
し、適切な予測、評価を行うこと。	
(7)廃棄物等	工事中に伐採木や建設発生土等の発生が見込
工事中に相当量の伐採木や建設発生土等の発	まれることから、適切な処理方法を十分に検討
生が見込まれることから、適切な処理方法を十	し、その結果を準備書に具体的に記載します。
分に検討し、その結果を準備書に具体的に記載	
すること。	
(8) その他	環境影響評価の図書は、専門的な内容が多く、
ア 環境影響評価の図書は、専門的な内容が多	膨大な量となることから、準備書の作成に当た
く、膨大な量となることから、準備書の作成に	っては、可能な限り住民に分かりやすい内容と
当たっては、可能な限り住民に分かりやすい内	なるよう配慮します。
容となるよう配慮すること。	
イ 調査により得られた標本等については、事	標本等については、事業によって失われる当
業によって失われる当該地域の環境を示す貴重	該地域の環境を示す貴重な資料となることから
な資料となることから適切な保管及び今後の学	適切な保管及び今後の学術的利用に資するよう
術的利用に資するよう努めること。	努めます。

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

6.1 環境影響評価の項目選定

対象事業に係る環境影響評価の項目は、「和歌山県環境影響評価技術指針」(平成12年和歌山県告示第660号。以下「技術指針」という。)に基づき、対象事業に係る工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用における各影響要因により、影響を受けるおそれがある大気環境、水環境、自然環境等の中の各環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討のうえ、適切に選定した。

対象事業内容を踏まえ、技術指針の別表第 1 に規定する影響要因の区分に対する対象 事業の該当状況を表 6.1-1 に示す。

表 6.1-1 の整理結果を踏まえ、環境影響評価の対象項目の選定を表 6.1-2 に、環境影響評価の項目の選定理由及び除外理由を表 6.1-3 に示す。

選定した環境項目は大気質、騒音、振動、超低周波音、水質、地下水の水質及び水位、水象、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、 廃棄物等、温室効果ガス等、文化財の計16項目である。

表 6.1-1 各影響要因に対する該当状況と該当する環境要素の関連性

	影響要因の区分	該当	対象事業の該当状況
	建設機械等の稼働	0	土地の造成等に伴い、建設機械等が稼働する。
	資材等の運搬その他の車両 等の走行	0	土地の造成等に伴い、建設資材や建設機械の運搬用 車両が走行する。
	土地の改変	0	丘陵部の造成、道路建設等に伴い切土・盛土工事を 行う。
	樹木の伐採	0	土地の造成等に伴い現存する樹木等の伐採・処理を 行う。
工事の 実施	既存の工作物の除去	×	対象事業実施区域は広葉樹林・竹林を主とする丘陵 地であり、既存工作物はほとんど存在しない。
大心	地盤の改良	0	谷部の盛土工事に伴い、地盤の改良を行う。
	工事用道路等の設置	0	資材等の運搬その他の車両等の運行のため、工事用 道路等を設置する。
	工作物等の設置	0	仮設沈砂池を設置する。
	工事用水又は雨水の排水	0	土地の造成等に伴い、工事用水及び雨水を排水する。
	発破	×	発破作業は行わない。
	その他	×	その他環境に影響を及ぼす影響要因はない。
	造成地その他土地の存在	0	切土・盛土工事を行い、造成地を整備する。
	工作物の存在	0	造成地の整備後、工場等を誘致する。
土地又		0	誘致した工場等が稼働する。
は工作 物の存 在及び	製品等の運搬その他車両等 の走行	0	工場等への原材料の搬入車両、製品の搬出車両、関 係車両が走行する。
供用	施設の利用その他人の活動	0	工場等関係者が生産活動等を行う。
	緑地の造成	0	法面等の緑化を行う。
	その他	×	その他環境に影響を及ぼす影響要因はない。

表 6.1-2(1) 環境影響評価の対象項目の選定(1/2)

	か の街																							П	
1#1	·																								
土地又は工作物の存在 及び供用	緑地の造成	_					_	0							0									\vdash	
作物の共用	施設の利用その他の人の活動	0					0	0	0						0									$\vdash \vdash$	
ま工1 及び信	製品等の運搬その他の車両等の走行	0					0	0																$oxed{oxed}$	
尚 又.	工作物の利用																							\sqcup	
Ĥ																									
	造成地その他土地の存在				0																				
	か らも																								
	然 极																								
	工事用水又は雨水の排水														0										
	工作物等の設置																								
斯	工事用道路等の設置																								
工事の実施	地盤の改良																								
H	既存の工作物の除去																								
	樹木の伐採																								
	土地の改変																								
	資材等の運搬その他の車両等の走行	0			0		0	0																	
	建設機械等の稼働	0			0		0	0																	
	影響要因の区分	大気質環境基準項目 注	大気汚染防止法指定物質	条例等大気質規制基準項目	粉じん等	その他必要と認められる項目		振動	超低周波音	悪臭	風向及び風速(風害を含む。)	日照阻害	その他の気象	環境	水質環境基準項目	水質汚濁防止法規制基準項目 注5)	県公害防止条例水質規制基準項目 注	水質環境基準要監視項目 注7)	ゴルフ場農薬暫定指針項目	水質基準省令項目	その他必要と認められる項目	ダイオキシン類環境基準項目 注10)	底質の処理・処分等有害物質 注12)	海洋汚染判定基準項目 注13)	硫化物、強熱減量、粒度組成その他の必要と認められる項目
		大気質					騷音	振動	超低周波音	悪臭	気象			その他の大気環境	水質							底質			
	環境要素の区分	的構成 大気環境	Fな状態	よって調	い評価み	境要素									水環境										
	献之	環境の自然的構成	要素の良好な状態	の保持を旨として調	査、予測及び評価さ	れるべき環境要素																			

表 6.1-2(2) 環境影響評価の対象項目の選定(2/2)

	小 の割						Ī							Ī										
弄在	緑地の造成												0		0		0	0	0			0		
初の存	・施設の利用その他の人の活動	0											0		0		0					0	0	
工作を	製品等の運搬その他の車両等の走行												0				0					0		
土地又は工作物の存在	工作物の利用												0				0							
出著	工作物の存在												0		0		0	0	0					
	造成地その他土地の存在												0		0		0	0	0					
	40名																							
	然設																							
	工事用水又は雨水の排水							0					0		0		0			0	0			
	工作物等の設置												0		0		0			0	0			
第	工事用道路等の設置												0		0		0			0	0			
工事の実施	地盤の改良																			0	0			
H	既存の工作物の除去																							
	樹木の伐採							0					0		0		0			0	0			
	土地の改変			0	0			0		0			0		0		0			0	0			0
	資材等の運搬その他の車両等の走行												0				0							
	建設機械等の稼働												0				0							
	影響要因の区分	地下水環境基準項目 注 14)	県公害防止条例規制基準項目 注15)	水質基準省令項目 注16)	その他必要と認められる項目	流向及び流速	水温	流量		重要な地形及び地質	地盤沈下	土壌汚染環境基準項目	陸生動物	海生動物	陸生植物	海生植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	地球温暖化対策法温室効果ガス 注18)	オゾン層保護法規制物質	文化財
		地下水の水質及	び水位			水象			その他の水環境	地形及び地質	地盤	土壌	動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ 合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等		文化財
	環境要素の区分	環境の自然的構成 水環境	要素の良好な状態	の保持を旨として調	査、予測及び評価さ	れるべき環境要素				その他の環境			生物の多様性の確保及び自然環境の体	系的保全を旨として調査、予測及び評価	されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨	として調査、予測及び評価されるべき環境 要素	環境への負荷の量の程度により予測及び	評価されるべき環境要素			歴史的文化的遺産の保全を旨として調 査、予測及び評価されるべき環境要素

- 注0)対象項目で「〇」は、本事業で環境影響評価の項目として選定した項目
- 注 1)大気質環境基準項目:「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)の規定に基づき大気の汚染に係る環
- 注 2)大気汚染防止法指定物質:「大気汚染防止法」(昭和 47 年法律第 97 号)の規定に基づき規制基準が設定されている項目及び指定物質
- 県公害防止条例等大気質規制基準項目:「和歌山県公害防止条例」(昭和46年条例第21号)、その他の条例の規定に基づき規制基準が設定されている項目 注3)
- 水質環境基準項目:「環境基本法」(平成5年法律第91号)及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)の規定に基づき公共用水域におけ 注 4)
- る水質の汚濁に係る環境基準が設定されている項目
- 水質汚濁防止法規制基準項目:「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)の規定に基づき規制基準が設定されている項目
- 県公害防止条例水質規制基準項目:「和歌山県公害防止条例」(昭和 46 年条例第 21 号)、その他の条例の規定に基づき規制基準が設定されている項目 注 6)
- 水質環境基準要監視項目:「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成5年環境庁水質保全局長通知)に定める要監視項目 ゴルフ場農薬暫定指針項目:「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(平成2年環水土第77号)に定める項目 注7) 注8)
- 注 9)水質基準省令項目:「水質基準に関する省令」(平成 4 年厚生省令第 69 号) に定める項目
- の規定に基づき水質の汚濁に係る環境基準が設定されている項目 ダイオキシン類環境基準項目:「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 年10)
 - 底質暫定除去基準項目:「底質の暫定除去基準」(昭和 50 年環水管第 119 号)に定める項目 洋 11)
- 底質の処理・処分等有害物質:「底質の処理・処分等に関する暫定指針」(昭和 49 年環水管第 113 号)に定める有害物質 注 12)
- 注13) 海洋汚染判定基準項目:「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする重金属等を含む廃棄物に係る
- 注 14)地下水環境基準項目:「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)の規定に基づき地下水の水質汚 判定基準を定める総理府令」(昭和 48 年総理府令第6号) に定める項目
 - **濁に係る環境基準が設定されている項目**
 - 注15) 県公害防止条例規制基準項目:「和歌山県公害防止条例」(昭和46年条例第21号)、その他の条例の規定に基づき規制基準が設定されている項目
- 注 17) 土壌汚染環境基準項目:「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)の規定に基づき土壌の汚染に 注16)水質基準省令項目:「水質基準に関する省令」(平成4年厚生省令第69号)に定める項目
- 注 18) 地球温暖化対策法温室効果ガス:「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)に定める温室効果ガス

係る環境基準が設定されている項目

注 19) オゾン層保護法規制物質:「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(昭和 63 年法律第 53 号)の規定に基づく規制物質

表 6.1-3(1) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)(1/3)

要因		境	竟要素 	対象 項目	
					和野山県における一酸化磁帯の濃度は 近年低濃度で
		大気質	硫黄酸化物	×	推移しており、多くの観測局で環境基準を達成している。 また、ガソリン、軽油の燃料中に含まれる硫黄分については、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成7年環境庁告示第64号)に基づき規制が図られている。以上のことから、工事の実施による排出量は少ないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		環境基	窒素酸化物	0	建設機械等の稼働、資材等の運搬その他の車両等の 走行により排出される窒素酸化物による環境影響が考えら れるため、選定した。
		準項目	浮遊粒子状物質	0	建設機械等の稼働、資材等の運搬その他の車両等の 走行により排出される浮遊粒子状物質による環境影響が 考えられるため、選定した。
	大気質		一酸化炭素	×	建設機械等の稼働、資材等の運搬その他の車両等の
			光化学オキシダント	×	走行により発生する可能性がある有害物質等としては、一
			ベンゼン、トリクロロエ チレン、テトラクロロエ チレン、ジクロロメタン	×	酸化炭素、ベンゼン、炭化水素及び鉛化合物が挙げられる。これらの物質のうち、ベンゼン及び鉛化合物は「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含
			ダイオキシン類	×	まれる物質の量の許容限度」(平成7年環境庁告示第64号)
		大多	贰汚染防止法指定物質	×	に基づき、一酸化炭素及び炭化水素は、「自動車ガスの
工事の大気			公害防止条例等大気質 削基準項目	×	量の許容限度」(昭和51年環境庁告示第1号)に基づきそれぞれ規制が図られており、これらの車両による排出量は少ないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
実施環境			ん等	0	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、土地の造成に伴い発生する粉じんによる環境影響が考えられるため、選定した。
		そ <i>0</i> 目)他必要と認められる項	×	その他の大気質項目について、環境保全上の支障は 生じないと考えられることから、項目から除外した。
	騒音	騒音	노 크	0	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、工事中の 建設機械等の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行
	振動	振動	助	0	による騒音及び振動による環境影響が考えられるため、選 定した。
	超低周波音	超值		×	対象事業実施区域周辺に住居等が存在するが、超低 周波音を伴う発破作業は実施しないため、環境保全上の 支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	悪臭	悪具	<u> </u>	×	対象事業実施区域内に悪臭を発生させる物質等の持 込や行為は行わないため、環境保全上の支障は生じない と考えられることから、項目から除外した。
		風「 む。	向及び風速(風害を含)	×	風向及び風速に影響を及ぼすような工作物等の設置はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	気象	日月	飛阻害	×	日照の影響を及ぼすような工作物等の設置はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		その)他の気象	×	その他の気象項目について、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	その他の	の大	 気環境	×	その他の大気環境項目について、環境保全上の支障 は生じないと考えられることから、項目から除外した。

注)対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目 対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目

表 6.1-3(2) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)(2/3)

		Đ	景境要素	対象 項目	選定理由及び除外理由
			浮遊物質量	0	土地の改変等において、濁水の発生による環境影響が考えられるため、選定した。
			水素イオン濃度	×	
			生物化学的酸素要求量	×	
		基	溶存酸素	X	
		準	全窒素、全燐	X	
	小斤		健康項目	X	
	水質	Ħ	ダイオキシン類	X	これら水質項目等に関する環境影響を及ぼす排水
		水質	質汚濁防止法規制基準項目	×	は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考
				×	えられることから、項目から除外した。
			質環境基準要監視項目	×	
		ゴル	フ場農薬暫定指針項目	X	
		水質	質基準省令項目	X	
小唱母		その)他必要と認められる項目	×	
小垛児		ダイ	'オキシン類環境基準項目	X	
		底質	質暫定除去基準項目	X	重金属、有機溶剤、農薬等の底質に影響を及ぼす ・
	底質	底質	質の処理・処分等有害物質	×	重金属、有機俗用、展架等の広員に影響を及ばす 行為は行わないため、環境保全上の支障は生じない
		海洋	羊汚染判定基準項目	×	と考えられることから、項目から除外した。
				×	
	地下水	地下水環境基準項目			
				×	流域の変更、土地の造成に伴い、地下水の水位へ
		水質	質基準省令項目	0	の影響が考えられるため、選定した。
	位	その他必要と認められる項目			
		流向	可及び流速	X	
	水象	水溫		×	流域の変更、土地の造成に伴い、水象への影響が 考えられるため、選定した。
		流量	E	0	STORIUS (SER OTC)
	その他の)水	象(地下水の水位)	0	流域の変更、土地の造成に伴い、地下水の水位へ の影響が考えられるため、選定した。
	地形及 び地質	重要	要な地形及び地質	0	土地の改変において、対象事業実施区域内に存在 する重要な地形及び地質による環境影響が考えられ るため、選定した。
その他 の環境	地盤	地盘	全 沈下	×	地盤沈下の主な原因となる地下水の採取は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	土壌	土壤汚染環境基準項目			重金属、有機溶剤、農薬等の土壌に影響を及ぼす 行為は行わないため、環境保全上の支障は生じない と考えられることから、項目から除外した。
	その他の環境	底質 地の及位 水 の他で 水質水 との環境 土壌	水質環境基準項目 類 水 東 水 東 東 水 東 東 東 東	大質 水質 水質 水質 水質 水質 水質 水質	探域要素 項目

注)対象項目で「〇」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目 対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目

表 6.1-3(3) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)(3/3)

影響要因		環要要素	対象 項目	選定理由及び除外理由
	動物	陸生動物	0	建設機械等の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両 の走行等による動物の生息環境への影響が考えられ るため選定した。
	植物	陸生植物	0	樹木の伐採、土地の改変等による植物の生育環境 への影響が考えられるため、選定した。
	生態系	地域を特徴づける生態系	0	建設機械等の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両 の走行、樹木の伐採、土地の改変等による生態系へ の影響が考えられるため選定した。
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主 要な眺望景観	×	土地の造成等が景観に及ぼす影響は一時的である ため、項目から除外した。
工事の	人と 然とか 触れ合 いの 動の 場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	×	土地の造成等が人と自然との触れ合いの活動の場 に及ぼす影響は一時的であるため、環境保全上の支 障は生じないと考えられることから、項目から除外し た。
実施	廃棄物	建設工事に伴う副産物	0	樹木の伐採・処理に伴う伐採木、土地の造成に伴う
	等	廃棄物	0	建設発生土等の建設副産物の発生が考えられるため、選定した。
	温室効 果ガス 等			建設機械等の稼働及び資材の運搬に伴う工事用 車両の走行により、二酸化炭素、メタン及び一酸化二 窒素の温室効果ガスの発生が考えられるものの、使用 する台数は少なく、排出量は少ないと考えられるた め、環境保全上の支障は生じないと考えられることか ら、項目から除外した。
		オゾン層保護法規制物質	×	オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	文化財	文化財	0	対象事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地がある ため、文化財への影響が考えられることから、選定し た。

注)対象項目で「〇」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目 対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目

表 6.1-4(1) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由 (土地又は工作物の存在及び供用) (1/3)

環要			谭+	* 本	対象	選定理由及び除外理由
要因			琛!	竟要素 	項目	
			大気質	硫黄酸化物	×	和歌山県における二酸化硫黄の濃度は、近年低濃度で推移しており、多くの観測局で環境基準を達成している。また、ガソリン、軽油の燃料中に含まれる硫黄分については、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成7年環境庁告示第64号)に基づき規制が図られている。以上のことから、土地又は工作物の存在及び供用による排出量は少ないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
			環境基	窒素酸化物	0	製品等の運搬その他の車両等の走行により排出される 窒素酸化物による環境影響が考えられるため、選定した。
		大気質	~ 準項目	浮遊粒子状物質	0	製品等の運搬その他の車両等の走行により排出される 浮遊粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定 した。
		八刈貝	Н	一酸化炭素	×	
				光化学オキシダント	×	
				ベンゼン、トリクロロエ チレン、テトラクロロエ チレン、ジクロロメタン	×	誘致予定の工場等は関係法令を遵守し有害物質等を 排出しないよう協定を締結するとともに、適切な排気処理 を行うため、環境保全上の支障は生じないと考えられること
				ダイオキシン類	×	から、項目から除外した。
土地又			県ク	(活染防止法指定物質 公害防止条例等大気質	×	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N
エルス は工作 物の存	大気			基準項目		対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、供用時に
在及び 供用	環境		粉じ	こん等	0	おいても裸地が存在し、発生する粉じんによる環境影響が 考えられるため、選定した。
採用			その 目)他必要と認められる項	×	その他の大気質項目について、環境保全上の支障は 生じないと考えられることから、項目から除外した。
		騒音	騒音	<u> </u>	0	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、製品等の 運搬その他の車両等の走行、施設の利用その他の人の活
		振動	振動	ф	0	動による騒音及び振動による環境影響が考えられるため、選定した。
		超低周 波音	超低	氐周波音	0	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、工場等を 誘致することから、選定した。
		悪臭	悪身		×	誘致予定の工場等は関係法令を遵守し悪臭物質等を 排出しないよう協定を締結するとともに、適切な排気処理 を行うため、環境保全上の支障は生じないと考えられること から、項目から除外した。
			風向む。	向及び風速(風害を含)	×	風向及び風速に影響を及ぼすような高層建築物の設置 はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられるこ とから、項目から除外した。
		気象	日則	照阻害	×	日照の影響を及ぼすような高層建築物の設置はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
			その	他の気象	×	その他の気象項目について、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		その他の	- り大	気環境	×	その他の大気環境項目について、環境保全上の支障 は生じないと考えられることから、項目から除外した。

注)対象項目で「〇」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目 対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目

表 6.1-4(2) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由 (土地又は工作物の存在及び供用)(2/3)

環要				対象	
要因			環境要素	項目	選定理由及び除外理由
			水 浮遊物質量	0	
			質水素イオン濃度	0	
			環生物化学的酸素要求量	0	
			境溶存酸素	0	
			基全窒素、全燐	0	
			準 健康項目	0	
		水質	項 目 ダイオキシン類	0	工場等から排出される排水は、下水道に排出され 適切に処理されるが、水質汚濁となる物質を取り扱う
		77.7	水質汚濁防止法規制基準項目	×	可能性があるため、水質環境基準項目を選定した。
			県公害防止条例水質規制基準 項目	×	
			水質環境基準要監視項目	×	
			ゴルフ場農薬暫定指針項目	×	
			水質基準省令項目	×	
			その他必要と認められる項目	×	
			ダイオキシン類環境基準項目	×	マ 旧 放 こ さ 具に ロシュマ 担 しっこう オ し 日 7日 日 フェーン 文
	水環境		底質暫定除去基準項目	×	工場等から排出される排水は、汚水処理場にて適
		它所	底質の処理・処分等有害物質	×	切に処理された後に放流されるため、また、雨水排水
1 1/15		底質	海洋汚染判定基準項目	×	は汚水と分離し、流量調整された後に放流されるため、環境保全上の支障は生じないと考えられることか
土地又は工作			硫化物、強熱減量、粒度組成 その他の必要と認められる項目	×	ら、項目から除外した。
物の存			地下水環境基準項目	×	工場等から排出される排水は、汚水処理場にて適
在及び 供用		の水質	京公告的正宋例規制基準項目 水質基準省令項目		切に処理された後に放流されるため、また、雨水排水
採用					は汚水と分離し、流量調整された後に放流されるた
		及び水 位	その他必要と認められる項目		め、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
			流向及び流速	×	ははの本事に似い、 1.44、 の以郷 パセンとしても
		水象	水温	×	流域の変更に伴い、水象への影響が考えられるた
			流量	0	め、選定した。
		その他の)水象	×	その他の水象項目に関する環境影響を及ぼす事業 内容ではないため、環境保全上の支障は生じないと 考えられることから、項目から除外した。
		地形及 び地質	重要な地形及び地質	×	土地又は工作物の存在及び供用では、対象事業 実施区域に存在する重要な地形及び地質には影響し ないため、項目から除外した。
	その他 の環境	地盤	地盤沈下	×	地盤沈下の主な原因となる地下水の採取は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
		土壌	土壤汚染環境基準項目	×	誘致予定の工場等は関係法令を遵守し土壌物質 等を排出しないよう協定を締結するとともに、適切な処 理を行うため、環境保全上の支障は生じないと考えら れることから、項目から除外した。
沙) 計有			+ 大東紫で漂き影郷証年のほ		

注)対象項目で「〇」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目 対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目

表 6.1-4(3) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由 (土地又は工作物の存在及び供用) (3/3)

影響 要因		環要要素	対象 項目	選定理由及び除外理由
	動物	陸生動物	0	造成地のその他土地の存在等による動物の生息環境への影響が考えられるため選定した。
	植物	陸生植物	0	造成地のその他土地の存在等による植物の生育環境への影響が考えられるため、選定した。
	生態系	地域を特徴づける生態系	0	造成地のその他土地の存在等による生態系への影響が考えられるため選定した。
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主 要な眺望景観	0	造成地のその他土地の存在等による景観への影響 が考えられるため選定した。
土地又 は工作		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	0	造成地のその他土地の存在等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられるため選定した。
物の存 在及び	廃棄物	建設工事に伴う副産物	×	建設工事に伴う副産物の排出はないため、項目から除外した。
供用	等	廃棄物	×	工場等から廃棄物が排出されるが、法令に基づき 適切に処理されるため、環境保全上の支障は生じな いと考えられることから、項目から除外した。
	油合物	地球温暖化対策法温室効果ガス	0	工場等から温室効果ガスの排出が考えられるため 選定した。
	温室効果ガス等	オゾン層保護法規制物質	×	誘致予定の工場等は関係法令を遵守しオゾン層保護法規制物質を排出しないよう協定を締結するとともに、適切な処理を行うため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	文化財	文化財	×	対象事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地があるが、供用時には影響を及ぼさないため、項目から除外した。

注)対象項目で「〇」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目 対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目

6.2 調査、予測及び評価の手法

6.2.1 大気質

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は表6.2-1に示すとおり、事業特性及び地域特性において大気質、気象に係る特別な条件等がないことから、技術指針等において示されている一般的な調査手法を用いた。 また、調査地点の設定理由を表6.2-2~3に、調査地点の位置を図6.2-1に示す。

表 6.2-1 大気質に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点	調査頻度 ・時期等
	窒素酸化物	「二酸化窒素に係る環境基準 について」(昭和53年環境庁告 示第38号)に定める方法	対象事業実施区域	4季/年 (各季7日間 連続)
大気質	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準 について」(昭和48年環境庁告 示第25号) に定める方法	周辺の1地点	
	粉じん	ダストジャーによる測定	対象事業実施区域 周辺の2地点	1季/年 (各季30日間 連続)
	風向、風速、気温、 湿度		対象事業実施区域 周辺の1地点	通年
	日射量、放射収支量		対象事業実施区域 周辺の1地点	通年

表 6.2-2 大気質に係る現地調査地点の設定理由

測定項目	地点 番号	地点名	設定根拠	
大気質	1	あやの台	対象事業実施区域に近接する住宅地のうち、対象事業 実施区域と標高が概ね同じであり、周辺に特定の発生 源がないことから、一般環境大気質の現況を把握する ことができるため、設定する。	
	2	対象事業実施 区域北部	対象事業実施区域の北部に近接する隅田町平野及び 隅田町山内の集落に近い地点として設定する。	

表 6.2-3 地上気象に係る現地調査地点の設定理由

測定項目	地点 番号	地点名	設定根拠
風向、風速、気 温、湿度、日射 量、放射収支量	1	あやの台	対象事業実施区域に近接する住宅地のうち、対象事業 実施区域と標高が概ね同じであり、周囲に障害物がないことから、対象事業実施区域及びその周辺の気象の 状況を把握できるため、設定する。

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-4に示すとおり、事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である大気拡散式又は既存の事例の解析により得られた経験式を用いた。

影響要因 項目 予測事項 予測方法 予測地域 予測対象時期等 建設機械からの 大気拡散式 建設機械の稼 建設機械の稼働によ 排出ガス(年平均 働範囲近傍 る影響が最大となる 値、1時間値) 時期 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 (建設地内の造成工 事が最盛期となる平 成33年及び42年) 工事用車両から 大気拡散式 工事用車両の 工事用車両による影 二酸化窒素 工事の実施 の排出ガス(年平 響が最大となる時期 走行ルート沿 浮游粒子状物質 均值、1時間值) 工事箇所からの 既存の事例の 工事箇所の近 工事箇所からの降下 降下ばいじん 解析により得 傍に位置する ばいじんによる影響

られた経験式

大気拡散式

既存の事例の

解析により得

られた経験式

集落

関係車両の走

行ルート沿道

近傍に位置す

る集落

が最大となる時期

(建設地内の造成工 事が最盛期となる平 成33年及び42年)

事業活動が定常状態

となる時期

供用開始時期

表 6.2-4 大気質に係る予測手法

(3) 評価の手法及びその選定理由

関係車両からの

排出ガス(年平均

事業用地等から

の降下ばいじん

値、1時間値)

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

粉じん等

二酸化窒素

粉じん等

土地又は工「浮遊粒子状物質

作物の存在

及び供用

民家等に対する排出ガス及び降下ばいじんの影響が、実行可能な範囲内でできる限り 回避又は低減(工事中の散水による降下ばいじん発生量の低減等)されており、必要に 応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについ て評価を行った。

2) 基準又は目標との整合性

国又は和歌山県による環境保全上の基準又は目標が示されている場合には、それらと 調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行った。

以上のことから、粉じん等については、参考値(スパイクタイヤ粉じんの指標値20t/km²/月と降下ばいじんの比較的高い地域の値10t/km²/月の差(10t/km²/月))との整合、二酸化窒素については環境基準及び和歌山県の環境保全目標との整合、浮遊粒子状物質については環境基準との整合が図られているか否かを評価した。



6.2.2 騒 音

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は表6.2-5に示すとおり、事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件等がないことから、技術指針等において示されている一般的な調査手法を用いた。

また、調査地点の設定理由を表6.2-6に、調査地点の位置を図6.2-2に示す。

表 6.2-5 騒音に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点	調査頻度 ・時期等
騒音	環境騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64	対象事業実施区域 周辺の集落付近2地 点	
海虫 曰	道路交通騒音 道路交通量	号)に定める方法等	工事用車両及び関 係車両の走行ルー ト沿道2地点	連続)

表 6.2-6 騒音・振動に係る現地調査地点の設定理由

測定項目	地点 番号	地点名	設定根拠
環境騒音・振動	1	隅田町平野	対象事業実施区域の工事区域に近接する東側の集 落のうち、住居等が集積している箇所における環境 騒音・振動及の現況を把握するため、設定する。
	2	隅田町山内	対象事業実施区域の工事区域に近接する西側の集 落のうち、住居等が集積している箇所における環境 騒音・振動及の現況を把握するため、設定する。
道路交通騒音・ 振動・交通量	1	隅田町垂井	工事用車両及び供用後における関係車両の走行ルート沿道に位置する隅田町垂井地区において、道路 交通騒音・振動の現況を把握するため、設定する。
	2	あやの台1丁目	工事用車両及び供用後における関係車両の走行ルート沿道に位置するあやの台1丁目地区において、 道路交通騒音・振動の現況を把握するため、設定する。

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-7に示すとおり、事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である音の伝搬理論に基づく 予測手法を用いた。

表 6.2-7 騒音に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
	騒音レベルの	建設機械の稼	自由空間における点	敷地境界及	建設機械の稼働によ
	90%レンジの	働による騒音	音源の伝搬理論式等	び対象事業	る影響が最大となる
	上端値	影響	を用いて算出	実施区域周	時期
				辺の民家等	(建設地内の造成工
					事が最盛期となる平
					成33年及び42年)
工事の実施	等価騒音レベ	工事用車両の	音の伝搬理論に基づ	工事用車両	工事用車両による影
	ル	走行による騒	く予測式として、(一	の走行ルー	響が最大となる時期
		音影響	社)日本音響学会が	ト沿道	(建設地内の造成工
			提案した式(ASJ		事が最盛期となる平
			RTN-Model 2013) を		成33年及び42年)
			用いて等価騒音レベ		
			ルを予測		
	騒音レベルの	工場の稼働に			事業活動が定常状態
	90%レンジの	伴う騒音影響	音源の伝搬理論式等	び対象事業	となる時期
	上端値			実施区域周	
				辺の民家等	
		関係車両の走	音の伝搬理論に基づ	関係車両の	事業活動が定常状態
作物の存在	ル	行による騒音	く予測式として、(一		となる時期
及び供用		影響	社)日本音響学会が	沿道	
			提案した式(ASJ		
			RTN-Model 2013) を		
			用いて等価騒音レベ		
			ルを予測		

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件等が ないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

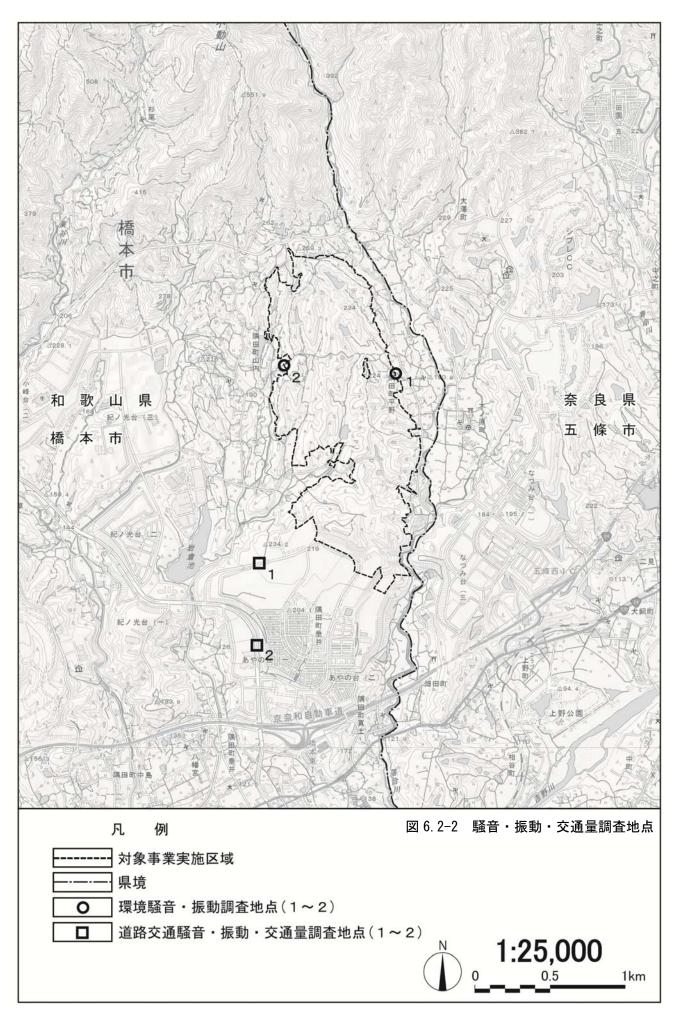
1) 環境影響の回避・低減

騒音の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行った。

2) 基準又は目標との整合性

国又は和歌山県による環境保全上の基準又は目標が示されている場合には、それらと 調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行った。

以上のことから、建設作業騒音、道路交通騒音、工場稼働騒音については環境基準や 規制基準との整合が図られているか否かを評価した。



6.2.3 振動

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は表6.2-8に示すとおり、事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件等がないことから、技術指針等において示されている一般的な調査手法を用いた。

また、調査地点の設定理由は表6.2-6に、調査地点の位置は図6.2-2に示したとおりである。

環境要素	項目	調査方法	調査地点	調査頻度 ・時期等
振動	環境振動道路交通振動	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」 (昭和 51 年環境庁告示第 90 号)に定める方法 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に定め る方法	周辺の集落付近2地 点 工事用車両及び関	(平日に24時 間連続測定) ※騒音と同時
	地盤卓越振動数	周波数分析による方法	道路交通振動と同 様の2地点	1回/年 (大型車走行 時10回)

表 6.2-8 振動に係る現地調査手法

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-9に示すとおり、事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である振動の伝搬距離減衰式 や経験式等の予測手法を用いた。

	衣 0. 2-9 振動に除る予例十法						
影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等		
	振動レベルの	建設機械の稼	振動の発生及び伝搬	敷地境界及	建設機械の稼働によ		
	80%レンジの	働による振動	に係る既存データを	び対象事業	る影響が最大となる		
	上端値(L10)	影響	用いた伝搬距離減衰	実施区域周	時期		
			式を用いて算出	辺の民家等	(建設地内の造成工		
					事が最盛期となる平		
工事の実施					成33年及び42年)		
	振動レベルの	工事用車両の	建設省土木研究所提	工事用車両	工事用車両による影		
	80%レンジの	走行による振	案式を用いて振動レ	の走行ルー	響が最大となる時期		
	上端値 (L10)	動影響	ベルの80%レンジの	ト沿道	(建設地内の造成工		
			上端値(L ₁₀)を算出		事が最盛期となる平		
					成33年及び42年)		
	振動レベルの	工場の稼働に	振動の発生及び伝搬	敷地境界及	事業活動が定常状態		
	80%レンジの	伴う振動影響	に係る既存データを	び対象事業	となる時期		
土地又は工	上端値 (L10)		用いた伝搬距離減衰	実施区域周			
作物の存在			式を用いて算出	辺の民家等			
及び供用	振動レベルの	関係車両の走	建設省土木研究所提	関係車両の	事業活動が定常状態		
及 0 円 円	80%レンジの	行による振動	案式を用いて振動レ	走行ルート	となる時期		
	上端値 (L10)	影響	ベルの80%レンジの	沿道			
			上端値 (Lio) を質出				

表 6.2-9 振動に係る予測手法

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

振動の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行った。

2) 基準又は目標との整合性

建設作業振動については、振動規制法施行規則による特定建設作業に伴って発生する 振動の規制に関する基準との整合性が図られているか否かを評価した。

道路交通振動については、振動規制法による要請限度値との整合が図られているか否かを評価した。

工場の稼働振動については規制基準との整合が図られているか否かを評価した。

6.2.4 超低周波音

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

現地調査は実施しない。

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-10に示すとおり、事業特性及び地域特性において超低周波音に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である類似事例の参照等の予測手法を用いた。

表 6.2-10 超低周波音に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
土地又は工 作物の存在 及び供用		工場の稼働に 伴う超低周波 音		敷地境界及 び対象事業 実施区域周 辺の民家等	事業活動が定常状態となる時期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

超低周波音の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要 に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かにつ いて評価を行った。

2) 基準又は目標との整合性

工場の稼働に伴う超低周波音については、既存知見等と比較して評価した。

6.2.5 水 質

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は表6.2-11に示すとおり、事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件 等がないことから、技術指針等において示されている一般的な調査手法を用いた。

また、調査地点の設定理由を表6.2-12に、調査地点の位置を図6.2-3に示す。

表 6.2-11 水質に係る現地調査手法

環境	要素	項目	調査方法	調査地点	調査頻度 ・時期等
		生活環境項目	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号) に定める方法	対象事業実施区 域周辺の4地点	6回/年 (2月に1回)
		健康項目	同上	同上	1回/年、冬季
	水質	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に定める方法	同上	1回/年、冬季
水質		流量	日本工業規格(JISK00941994)に 定める方法	同上	6回/年 (2月に1回)
小貝		浮遊物質量	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号) に定める方法	同上	2回/年 濁水発生時
	濁水	濁度	日本工業規格(JISK0101-1998)に 定める方法	同上	2回/年 濁水発生時
		流量	日本工業規格(JISK00941994)に 定める方法	同上	2回/年 濁水発生時
	土壌	土質 (粒度試 験・密度)	日本工業規格(JISA1204-1999)に 定める方法	対象事業実施区 域内の代表的土 壌1地点	1回/年
		土壌沈降試験	土壌を採取し、水で希釈調整後、 経時的にSSを測定する方法	同上	1回/年

注1) 水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、全窒素 (T-N)、全燐 (T-P) 、底層溶存酸素量

注 2) カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

表 6.2-12 水質に係る現地調査地点の設定理由

調査項目	地点 番号	地点名	設定根拠	
	1	落合川下流	対象事業実施区域内の落合川流域をすべて含む地点に おいて、水質の現況を把握するため、設定する。	
水質・濁水	2	落合川上流	対象事業実施区域内の落合川流域の上流域を含む地 において、水質の現況を把握するため、設定する。	
小貝・倒小	3	山内川	対象事業実施区域内の山内川流域をすべて含む地点に おいて、水質の現況を把握するため、設定する。	
	4	大谷川	対象事業実施区域内の大谷川流域をすべて含む地点に おいて、水質の現況を把握するため、設定する。	
土壌	1	対象事業実施 区域内土壌	対象事業実施区域における代表的土壌(土地の造成時に 最も広く露出する地層、粒度が比較的小さい地層等)を 選定する。(試料採取地点は、現地踏査により選定)	

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-13に示すとおり、事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である事例の引用又は解析による手法を用いた。

影響要因 予測事項 予測方法 予測地域 項目 予測対象時期等 土地の造成及び 事例の引用又は 対象事業実 土地の造成に伴う濁 工事用道路等の 解析 施区域の下水の影響が最大とな 工事の実施 浮遊物質量 建設に伴う濁水 る時期 流域 の影響 土地又は工生活環境項目、 工場の稼働に伴 事例の引用又は 対象事業実事業活動が定常状態 作物の存在健康項目、ダイ う環境影響 解析 施区域の下 となる時期 及び供用 オキシン類 流域

表 6.2-13 水質に係る予測手法

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

降雨時の濁水による下流河川の水質に与える影響が、実行可能な範囲内でできる限り 回避又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が 適正になされているか否かについて評価を行った。

2) 基準又は目標との整合性

国又は和歌山県による環境保全上の基準又は目標が示されている場合には、それらと 調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行った。

以上のことから、水質については環境基準や規制基準との整合が図られているか否か を評価する。濁水の影響については濁水発生時の現況濃度との整合が図られているか否 かを評価した。



6.2.6 地下水の水質及び水位

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は表6.2-14に示すとおり、事業特性及び地域特性において地下水の水質及び水位 に係る特別な条件等がないことから、技術指針等において示されている一般的な調査手 法を用いた。

調査範囲は、土工事に伴う影響を勘案して、対象事業実施区域から300mかつ、落合川から西側の範囲とした。調査地点は、対象事業実施区域周辺に分布する井戸を整理して、選定した。なお、調査地点位置の詳細については、個人情報保護のため、位置図を表示しないこととした。

表 6.2-14 地下水の水質及び水位に係る現地調査手法

	調査頻度					
環境要素	項目	調査方法	調査地点	- 時期等		
	地下水の水質 水温、水素イオン	/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	通年調査 対象事業実施区域から300mか つ、落合川から西側の範囲に 位置する井戸とする。 (9箇所)			
	濃度、電気伝導率、 濁度	現地にて採水等を行い、 環境庁告示等に定める方 法等による分析	夏季調査 対象事業実施区域から300mか つ、落合川から西側の範囲に 位置する井戸とする。 (30箇所)	1回/年		
	地下水の水質 水質基準省令に規 定する51項目	水質基準省令に規定する 方法	対象事業実施区域から300mかつ、落合川から西側の範囲に 位置する飲用の井戸とする。 (5箇所)	1回/年		
地下水の水質及び水位			対象事業実施区域から300mかっ、落合川から西側の範囲に 位置する井戸とする。	12回/年 (1回/月)		
	地下水の水位		対象事業実施区域から300mかつ、落合川から西側の範囲に位置する井戸とする。	1回/年		
	湧水の状況		対象事業実施区域から300mかつ、落合川から西側の範囲とする。	1回/年		

- 注1) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)
- 注 2) 一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-15に示すとおり、事業特性及び地域特性において地下水の水位及び水質に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である、対象事業実施区域及びその周辺の地形・地質、事業内容を勘案した定性的予測手法を用いた。

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等	
工事の実施	地下水位の変	地下水位の変化	対象事業実施区	調査地域と	土地の造成による影	
	化、地下水の水	地下水の水質の	域及びその周辺	同様	響が最大となる時期	
	質の変化	変化	の地形・地質、		(建設地内の造成工	
			事業内容を勘案		事が最盛期となる平	
			して定性的に予		成33年及び42年)	
			測			

表 6.2-15 地下水の水位及び水質に係る予測手法

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において地下水の水位に係る特別な 条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

土地の造成及び工作物の建設に伴い、地下水の水位への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行った。

6.2.7 水 象

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は地下水の水質及び水位の現地調査を引用した。

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-16に示すとおり、事業特性及び地域特性において水象に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である定性的予測を用いた。

影響要因 項目 予測事項 予測方法 予測地域 予測対象時期等 河川流量の変化 |事業計画、環境 |地下水の水|土地の造成による影 保全措置を勘案 質及び水位 響が最大となる時期 河川流量の変 工事の実施 化 して定性的に予 の調査地域 と同様 河川流量の変化 事業計画、環境 |地下水の水||事業活動が定常状態 土地又はエ 河川流量の変 保全措置を勘案 質及び水位 となる時期 作物の存在 化 して定性的に予 の調査地域 及び供用 測 と同様

表 6.2-16 水象に係る予測手法

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において水象に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

土地の造成及び工作物の建設に伴い、水象への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行った。

土地又は工作物の存在及び供用に伴い、水象への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行った。

6.2.8 地形及び地質

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は表6.2-17に示すとおり、事業特性及び地域特性において地形及び地質に係る特別な条件等がないことから、技術指針等において示されている一般的な調査手法を用いた。

式 0.2 17 名形及 0.2 21 の 3.2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
環境要素	項目	調査方法	調査地点・調査範囲	調査頻度 • 時期等			
地形及び地質	地形及び地質の状況、 重要な地形及び地質の 分布の状況	目視による現地調査により確認する。	対象事業実施区域内	1回/年			
	地形、地質、活断層	資料・文献調査	対象事業実施区域及びその 周辺	1回/年			
	リニアメント	空中写真判読	対象事業実施区域及びその 周辺	1回/年			
	地すべり等の災害履歴	資料・文献調査	対象事業実施区域及びその 周辺	1回/年			
	表層地質	現地踏査	対象事業実施区域及びその 周辺	1回/年			
		ボーリング調査	対象事業実施区域内	1回/年			
	地盤特性	室内土質試験	対象事業実施区域内	1回/年			
	赤水	現地踏査	対象事業実施区域及びその 周辺	1回/年			

表 6.2-17 地形及び地質に係る現地調査手法

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-18に示すとおり、事業特性及び地域特性において地形及び地質に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である、重ね合わせ、数値解析、事例の引用又は解析等を用いた。

表 6. 2-18 地形及ひ地質に係る予測手法								
影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等			
工事の実施	重要な地形及 び地質 土地の造成に	地質	地質の有無・位置と造成計画等と重ね合わせ、 改変・消失等の検討を行う。	区域及びその周辺	土地の造成を行う 時期 土地の造成による			
		土法面、盛土法		区域	影響が最大となる 時期			
土地又は工 作物の存在 及び供用	赤水の影響	赤水の影響	事例の引用又は 解析	対象事業実施 区域の下流域	事業活動が定常状態となる時期			

表 6.2-18 地形及び地質に係る予測手法

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において地形及び地質に係る特別な 条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

土地の造成が与える影響等が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行った。

6.2.9 陸生動物

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は表6.2-19に示すとおり、技術指針等において示されている基本的な調査手法を 用いる他、希少猛禽類の営巣が確認されている地域特性を踏まえ、希少猛禽類調査を重 点的に実施した。調査範囲については図6.2-4に示す。

表 6.2-19(1) 動物に係る現地調査手法(1/2)

環境 要素	Į	頁目	調査方法	調査地域・調査地点	調査頻度・時期等
	哺乳類		フィールドサイン法 (バットディテク ター調査を含む)	対象事業実施区域及びその周辺約 200mの範囲	4回/年、(春、夏、秋、冬) (バットディテクター調査は春、 夏、秋)
			トラップ調査 (シャーマントラップ) (墜落缶) トラップ調査 (モールトラップ)	対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲。調査地点は、環境類型を考慮の上4地点(トラップは1地点あたり10個設置)対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲。調査地点はモグラ類の坑道が確認された任意の箇所	2回/年、1晚設置 (春、秋)
陸生			無人撮影法 (中大型哺乳類調査)	対象事業実施区域及びその周辺約 200mの範囲。調査地点は中大型哺 乳類の移動経路と判断された任意 の箇所	
	鳥類	一般 鳥類	法 定点観察法	対象事業実施区域及びその周辺の 3ルート 対象事業実施区域及びその周辺の 4地点	5回/年 (春、初夏(繁殖期)、夏、 秋、冬) (夜間調査は春、初夏、
動物			任意観察法(夜 間調査を含む)	対象事業実施区域及びその周辺約 200m を含む範囲	冬)
			希少 猛禽類	定点観察法	対象事業実施区域及びその周辺の 2 地点 対象事業実施区域及びその周辺の 3 地点
				対象事業実施区域及びその周辺の1地点	平成 29 年 10 月・12 月 (各 月 1 回、1 回あたり 2 日間 連続)
			営巣木調査	対象事業実施区域及びその周辺の 任意の箇所 (定点観察法により、繁殖に係る 行動が確認された場合に実施)	数回/年(平成 29 年・30 年の6~8月) ※繁殖の可能性がある種 の生態を踏まえて実施

表 6.2-19(2) 動物に係る現地調査手法(2/2)

環境 要素	項目	調査方法	調査地域・調査地点	調査頻度・時期等
	両生類・爬虫類	査を含む)	対象事業実施区域及びその周辺 約 200m の範囲	4 回/年 早春・春・夏・秋 (夜間調査は春)
			対象事業実施区域内の主要なた め池2箇所	2回/年 (夏、秋)
		任意採集法(任意踏 査によるスイーピング 法等) (夜間調査含む)	対象事業実施区域及びその周辺 約 200m の範囲	3回/年 (春、夏、秋) (夜間調査は夏、秋)
陸生動物	昆虫類	トラップ法 (ライトトラップ) トラップ法 (ベイトトラップ)	調査地点は5地点(ボックス法4地点、カーテン法1地点)	(春、夏、秋) 3回/年、1晚設置
	陸産貝類	任意採集法	点あたり 20 個設置) 対象事業実施区域及びその周辺 約 200m の範囲	
	魚類	任意採集法	対象事業実施区域及びその周辺 の主要なため池2箇所及び河川2 箇所	3 回/年 (春、夏、秋)
	底生動物	定性採集法 (タモ網) 定量採集法 (採泥器)	対象事業実施区域及びその周辺 の主要なため池2箇所及び河川2 箇所	4回/年 (春、夏、秋、冬)
	動物 プランクトン	プランクトンネットの水平 引き	対象事業実施区域内の主要なた め池2箇所	4回/年 (春、夏、秋、冬)

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-20に示すとおり、事業特性及び地域特性において動物に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている基本的な手法を用いることとし、予測対象種の生息環境と事業計画を重ね合わせによるその改変程度を整理し、生息に及ぼす影響の程度について事例の引用又は解析による予測手法を用いた。

表 6.2-20 動物に係る予測手法

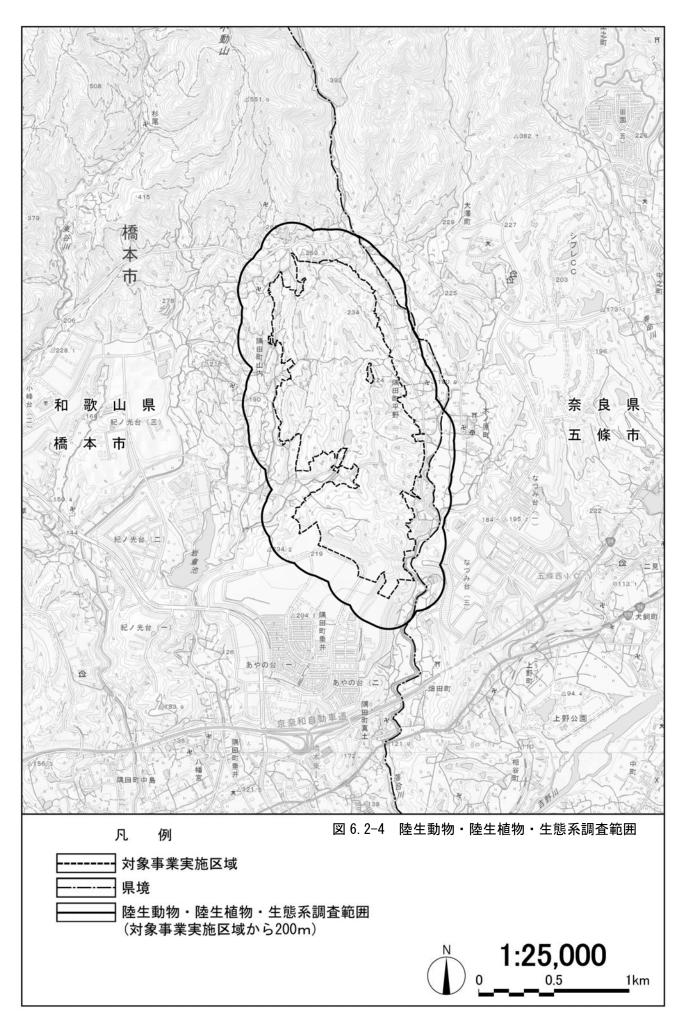
影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	動物相及びそれらの生息環	働等工事の実施	予測対象種の生息環 境や生息地と事業計 画を重ね合わせ、そ		工事期間中
土地又は工 作物の存在 及び供用	境 重要な種及び 注目すべき生 息地	造成地等供用稼働による影響	の改変程度を整理 し、予測対象種の生 息に及ぼす影響の程 度を事例の引用又は 解析により、定量的 又は定性的に予測		事業活動が定常 状態となる時期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において動物に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

対象事業実施区域周辺に生息する動物への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回 避又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適 正になされているか否かについて評価を行った。



6.2.10 陸生植物

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は表 6.2-21 に示すとおり、事業特性及び地域特性において植物に係る特別な条件等がないことから、技術指針等において示されている基本的な調査手法を用いた。調査範囲については図 6.2-4 に示したとおりである。

	公。2.2.1 恒河气体 6% 范围直 1 区						
環境 要素	項目	調査方法	調査地域・調査地点	調査頻度 • 時期等			
	植物相	直接観察及び採取	対象事業実施区域及びその周 辺約 200m の範囲	4回/年 (早春、春、夏、 秋)			
	ツユクサ調査	直接観察及び採取 (平滑苞葉変異型と有毛 苞葉変異型の分布調査)	対象事業実施区域及びその周 辺約 200m の範囲	1回/年(夏)			
陸生 植物	植生	コドラート法	対象事業実施区域内に出現す る植生タイプを考慮して設定 (20 地点程度を想定)	·			
		写真判読及び現地踏査	対象事業実施区域及びその周 辺約 200m の範囲	2回/年 (春、秋)			
	付着藻類	コドラート法	対象事業実施区域及びその周 辺の河川 2 箇所	4回/年 (春、夏、秋、冬)			
	植物 プランクトン	採水	対象事業実施区域内の主要な ため池 2 箇所	4回/年 (春、夏、秋、冬)			

表 6.2-21 植物に係る現地調査手法

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-22に示すとおり、事業特性及び地域特性において植物に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている基本的な手法を用いることとし、予測対象種の生育環境と事業計画を重ね合わせによるその改変程度を整理し、生育に及ぼす影響の程度について事例の引用又は解析による予測手法を用いた。

	我 0.2.22 恒初 0.7 次 1 万							
影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等			
工事の実施	植物相及びそ れらの生育環 境		予測対象種の生育環境や群落と事業計画 を重ね合わせ、その		工事期間中			
土地又は工 作物の存在 及び供用			改変程度を整理し、 予測対象種の生育に 及ぼす影響の程度を 事例の引用又は解析 により、定量的又は 定性的に予測		事業活動が定常状態となる時期			

表 6.2-22 植物に係る予測手法

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において植物に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

対象事業実施区域周辺に生育する植物への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回 避又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適 正になされているか否かについて評価を行った。

6.2.11 生態系

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は表6.2-23に示すとおり、事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件等がないことから、技術指針等において示されている基本的な調査手法を用いる。 調査範囲については図 6.2-4 に示したとおりである。

環境 調査頻度 項目 調査方法 調査地域·調査地点 要素 時期等 動植物その他自然環境に係る概況 動植物の現地調査対象事業実施区域陸生動植物 複数の注目種などの生態、他の動物|及び種の生態等に|及 び そ の 周 辺 約|調査に準じ との関係又は生息環境若しくは生|関する文献等の情|200mの範囲 る 生態系 | 育環境の状況 (地域を特徴づける生 | 報収集並びに当該 態系の注目種・群落の状況) 情報の整理及び解 地形分類、地質区分、水系、流域区 析 分、土地利用の状況

表 6.2-23 生態系に係る現地調査手法

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-24に示すとおり、事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件等がないことから、技術指針等において示されているように、調査結果及び事業計画を重ね合わせ、環境類型区分の改変程度を予測するとともに、それらが地域を特徴づける生態系の注目種等の生息生育に及ぼす影響の程度について事例を参考に定性的に予測する手法を用いた。

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
	地域を特徴	建設機械等の	調査結果及び事業計画を重ね	調査地域	工事期間中
工事の実施	地域を特徴づける生態		合わせ、環境類型区分の改変程		
工事の天旭	系の注目種		度を予測するとともに、それら		
	(上位性、		が地域を特徴づける生態系の		
土地又は工	典型性、特		注目種等の生息生育に及ぼす		事業活動が
作物の存在	殊性)	等供用稼働に	影響の程度を事例の引用若し		定常状態と
及び供用	WN 14.7	よる影響	くは解析により、定性的に予測		なる時期

表 6.2-24 生態系に係る予測手法

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

地域を特徴づける生態系に与える影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減(土地改変面積の最小限化や周辺環境と調和した公園緑地整備等)されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行った。

6.2.12 景 観

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は表6.2-25に示すとおり、事業特性及び地域特性において景観に係る特別な条件 等がないことから、技術指針等において示されている一般的な調査手法を用いた。

調査地点は、表6.2-26及び図6.2-5に示す7地点とした。

表 6.2-25 景観に係る現地調査手法

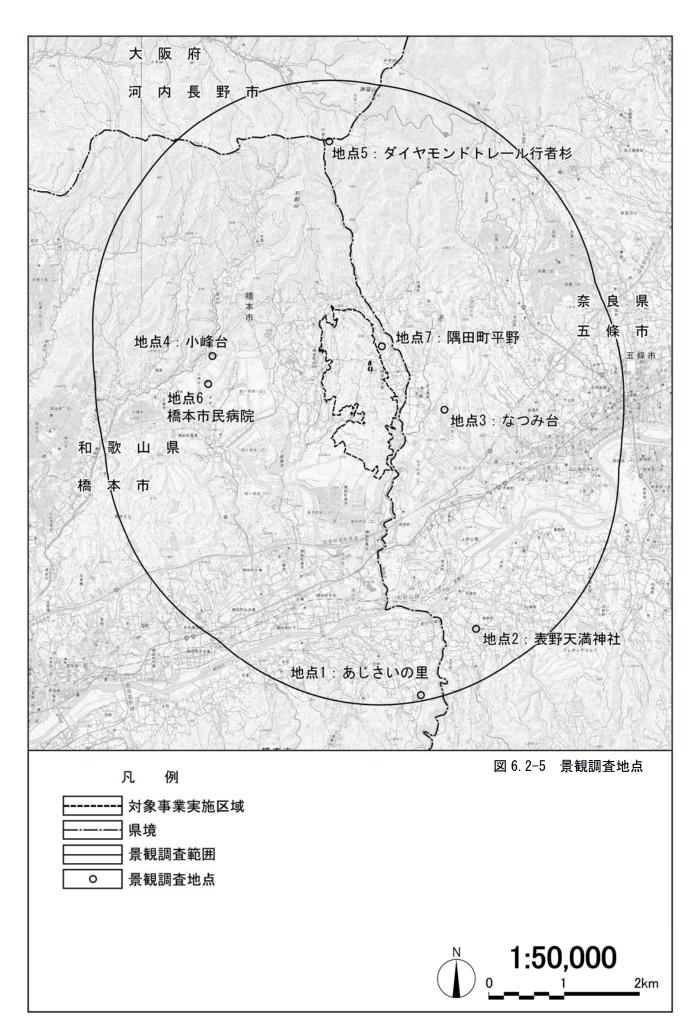
環境要素	項目	調査方法	調査地域·調査地点	調査頻度 ・時期等
景観	主要な眺望点 景観資源 眺望景観	文献、関係者ヒアリング及び現 地調査による情報の収集、解析 及び写真撮影	対象事業実施区域 から3kmの範囲	4回/年 (春、夏、秋、 冬)

表 6.2-26 調査地点

地点	名称	備考
1	あじさいの里	対象事業実施区域の約3km南側に位置する公園であり、あじさい園、本田池とあ
		ずま屋、展望施設が整備されている。展望施設には双眼鏡を設置してあり、橋本
		市及び五條市の市街地越しに金剛山地の山並みが眺望できる。6月にはあじさいま
		つりが開催される。
		対象事業実施区域は眺望景観の中央に位置しており、対象事業実施区域南部の
		丘陵地が眺望できる。
2	表野天満神社	対象事業実施区域の約2.5km南側に位置する神社であり、併設されている児童公
		園にはあずま屋が設置されており、橋本市及び五條市の市街地越しに金剛山地の
		山並みが眺望できる。神社入り口には「五條市一望児童公園」と記載した看板が
		設置されている。
		対象事業実施区域は眺望景観である山並みの一部となっている。
3	なつみ台	対象事業実施区域の約1km東側に位置する住宅地であり、なつみ台住宅地西端の
		道路から落合川沿いの低地越しに対象事業実施区域の樹林地が眺望できる。
		当該地点は眺望点ではないが、対象事業実施区域の東方向から対象事業実施区
		域を広く眺望できる地点である。
4	小峰台	対象事業実施区域の約2km西側に位置する工業団地であり、橋本市民病院周辺の
		造成地からは、隅田町山内の低地越しに対象事業実施区域の樹林地が眺望できる。
		当該地点は眺望点ではないが、対象事業実施区域の西方向から対象事業実施区
		域を広く眺望できる地点である。
5	ダイヤモンドト	対象事業実施区域の約2.5km北側に位置する登山道ダイヤモンドトレールのラ
	レール行者杉	ンドマークであり、和歌山県橋本市、奈良県五條市、大阪府河内長野市の境に位
		置している。登山道南側の植林を伐採した箇所から紀の川沿いの橋本市及び五條
		市方向が眺望できる。
		当該地点は眺望点ではないが、対象事業実施区域の北側から対象事業実施区域
		のほぼ全域を眺望できる地点である。
6	橋本市民病院	対象事業実施区域の約2km西側に位置する病院であり、隅田町山内の低地越しに
		対象事業実施区域が眺望できる。
		当該地点は眺望点ではないが、対象事業実施区域の西側から対象事業実施区域
		を広く眺望できる地点である。
7	隅田町平野	対象事業実施区域の約100m東側に位置する住宅地であり、市道上から落合川沿
		いの低地越しに対象事業実施区域の法面が眺望できる。
		当該地点は眺望点ではないが、対象事業実施区域の東側から対象事業実施区域
	5.00	を広く眺望できる地点である。

出典1:「ダイヤモンドトレール」(大阪府山岳連盟)

出典2:「橋本市観光協会パンフレット」



(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-27に示すとおり、事業特性及び地域特性において景観に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である、フォトモンタージュにより定性的に予測する手法を用いた。

表 6.2-27 景観に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
土地又は工 作物の存在 及び供用		主要な眺望点 景観資源 眺望景観	主要な眺望点、景観資源の改変の有無・程度、 眺望景観の変化の有無・程度を解析及びフォトモンタージュにより定性的に予測	同様の地域	事業活動が定常状態となる時期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において景観に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

対象事業の実施による景観への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行った。

6.2.13 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 現地調査の手法及びその選定理由

調査は表6.2-28に示すとおり、事業特性及び地域特性において人と自然との触れ合い の活動の場に係る特別な条件等がないことから、技術指針等において示されている一般 的な調査手法を用いた。

調査地点は、対象事業実施区域に近接する「③ハイキングコース(大和街道ウォーク 万葉の里ハイキングコース)」とした(表6.2-29網掛け部分及び図6.2-6参照)。

表 6.2-28 人と自然との触れ合いの活動の場に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地域・調査地点	調査頻度 ・時期等
	主要な人と目然との	資料 収集	対象事業実施区域 及びその周辺	_
合いの活	(/) 插相 (7) 青 钼箱	主要な人と自然との触れ合い の活動の場の管理者及び利用 者への聞き取り調査		3回/年 (春、夏、秋 の各1回)

表 6.2-29 野外レクリエーション地等の分布状況と調査地点

No.	区分	名称	所在地	備考
1	ハイキングコース	近畿自然歩道 大和街道江戸の街並 みを尋ねるみち	橋本市、 五條市	・環境省の長距離自然歩道構想に基づき整備された自然歩道。 ・JR五条駅から旧街道を経てJR橋本駅へ至る紀の川沿いの自然歩道。
2	ハイキングコース	はしもとゆったりさ んぽ	橋本市	・JR隅田駅から大和街道を通りJR下兵 庫駅へ至る散歩道。 ・万葉の歌碑、真土の街並みを訪ねる コースとなっている。
3	ハイキングコース	大和街道ウォーク 万葉の里ハイキング コース	橋本市、 五條市	・落合磨崖仏、飛び越え石、真土の街並み、万葉の歌碑を訪ねるハイキングコース。 ・県境の飛び越え石については休憩所等が整備されており、地元の「真土万葉保存会」により管理されている。
4	ハイキングコース	大和街道ウォーク 不動山の巨石ハイキ ングコース	橋本市	・橋本市民病院前バス停から不動山の 巨石、ダイヤモンドトレールを経て 同バス停へ至るハイキングコース。
(5)	スポーツ施設	上野公園	五條市	・五條市上野町に位置する運動公園。 ・野球場、多目的グランド、テニスコート、トリムコース、芝生広場、遊歩道が整備されている。

出典1:「近畿自然歩道34大和街道江戸の街並みを訪ねるみち和歌山県パンフレット」(和歌山県ホームページ)

出典2:「はしもと まん福なび」(橋本市観光協会)

出典3:「大和街道ウォーク 橋本の秋祭りと万葉のみち」(「紀の川緑の回廊」実行委員会)



(2) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-30に示すとおり、事業特性及び地域特性において人と自然との触れ合い の活動の場に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手 法である、引用又は解析により定性的に予測する手法を用いた。

表 6.2-30 人と自然との触れ合いの活動の場に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	人と自然との触れ	資材の連搬等工事の 実施による人と自然 との触れ合いの活動 の場の利用改変の程	調査結果を基に主 要な人と自然との 触れ合いの活動の 場の利用状況等に 与える影響を事例 の引用又は解析に	同様の地域	工事用車両による影響が最大となる時期 (対象事業実施区域 内の造成工事が最盛 期となる平成33年及 び平成42年)
土地又は工 作物の存在 及び供用	合いの活 動の場	関係車両の走行等供 用稼働による人と自 然との触れ合いの活 動の場の利用改変の 程度	より予測		事業活動が定常状態 となる時期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において人と自然との触れ合いの活動の場に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

対象事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が、実行可能な範囲 内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全に ついての配慮が適正になされているか否かについて評価を行った。

6.2.14 廃棄物等

(1) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-31に示すとおり、事業特性及び地域特性において廃棄物等に係る特別な 条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である、事例の引用又 は解析の手法を用いた。

表 6.2-31 廃棄物等に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	廃棄物等 の種類、 発生量	等の建設副産物の発 生	工事計画をもとに事例 の引用又は解析によ り、廃棄物等の種類、 発生量を算出すること による予測		工事期間中

(2) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において廃棄物等に係る特別な条件 等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

廃棄物等による影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減(建設発生土等の建設副産物の適正処理等)されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否か、また、「第4次和歌山県廃棄物処理計画」(平成28年12月、和歌山県)における施策の取組方向を満足しているか否かについて評価を行った。

6.2.15 温室効果ガス等

(1) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-32に示すとおり、事業特性及び地域特性において温室効果ガス等に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である、事業計画と既存資料をもとに温室効果ガス等の排出量を算出する手法により予測した。

表 6.2-32 温室効果ガス等に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
土地又は工 作物の存在 及び供用		存在及び供用によ	事業計画と既存資料をも とに温室効果ガス等の排 出量を算出する予測	_	事業活動が定常 状態となる時期

(2) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において温室効果ガス等に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

対象事業の実施による温室効果ガス等の発生等の影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか否か、また、「第4次和歌山県環境基本計画」(平成28年3月、和歌山県)を満足しているか否かについて評価を行った。

6.2.16 文化財

(1) 予測の手法及びその選定理由

予測は表6.2-33に示すとおり、事業特性及び地域特性において文化財に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている一般的な手法である、事業計画と既存資料をもとに文化財の改変の有無・程度を定性的に検討する手法により予測した。

表 6.2-33 文化財に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	文化財		事業計画と既存資料を もとに文化財の改変の 有無・程度を定性的に 予測	_	造成工事の実施時期

(2) 評価の手法及びその選定理由

評価は以下に示すとおり、事業特性及び地域特性において文化財に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いた。

1) 環境影響の回避・低減

対象事業の実施による文化財への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか否かについて評価を行った。